

令和8年度合志市省エネエアコン 設置促進事業補助金チェックリスト

以下の基本要件を全て満たす場合に補助金の申請ができます
(1世帯あたり1台1回限りの申請です)

基本要件

- 新品のエアコンへの買い替えである（増設は対象外）
- 税込み本体価格※1が60,000円以上である
(※1：値引きやポイント使用分を差し引いた実質支払額。設置費、運搬費、工事費、家電リサイクル料、調査費、管理費、交通費、廃材処分費及び振込手数料等は本体価格に含めない)
- エアコンは令和8年4月1日以降に購入し、住民登録のある市内の住宅に設置した
- 購入及び補助金申請時点で合志市に住民票がある
- 同一世帯員を含めて本補助金の交付を受けていない（1世帯につき1台限り）
- エアコンは自身が購入し所有しているものである（リース等は不可）
- 買い替え前のエアコンが2019年より前に製造されたものである
- 買い替え前エアコンは家電リサイクル法により処分した（売却、下取り、譲渡は不可）
- 市税に滞納がない
- 合志市暴力団排除条例第2条第2号の規定に該当しない

→ **全ての要件** を満たすと基礎額10,000円補助

+

- 買い替え前のエアコンが2015年より前に製造されたものである
- 新規購入したエアコンの省エネ基準達成率が目標年度2027において100%以上である

→ **どちらかの要件** を満たすと基礎額に10,000円加算

+

- 65歳以上（本人又は同一世帯員）が利用目的での買い替えである

→ この要件を満たすと基礎額に10,000円加算

↓

(A) 合計 _____ 円

裏へ続く

【補助額の算出】

(A) 合計 _____ 円 (1ページ目下部の額)

(B) 税込み本体価格×1/3= _____ 円

※本体価格：値引きやポイント使用分を差し引いた実費支払額とする（設置費、運搬費、工事費、家電リサイクル料、調査費、管理費、交通費、廃材処分費及び振込手数料等は含めない）。

※（B）の額は1,000円未満切り捨て

AとBどちらか低い方の額が補助額になります

【申請について】

- ・本補助金は設置後の申請になります。設置前の申請はできません。
- ・先着日順となります。予算の上限に達した日に複数の申請があった場合は抽選で交付決定を行います。
- ・必要書類等の不足や書類の不備があった場合は、申請の受付ができませんので事前に充分ご確認のうえ申請してください。
- ・買い替え前のエアコンの全体及び製造年の分かる製造ラベルの写真が必要になりますので必ず事前に撮影ください。
- ・エアコンの回収時に、家電リサイクル券を業者の方から忘れずに受け取って保管ください。
- ・領収書やメーカーの保証書は大切に保管ください。
- ・申請受付後、審査から補助金振込まで1~2ヵ月程度時間を要しますので予めご了承ください。
- ・ご質問頂いた内容を基にQ&Aを作成しました。ホームページに掲載していますので、ご確認ください。

必要書類

□申請書（様式第1号）と請求書（様式第4号）

※ホームページからダウンロード又は環境衛生課窓口で入手できます



□領収書の写し

※宛名を記載して下さい。購入日、製品型番、支払金額内訳等が分かること

□購入した製品の型番及び省エネ基準達成率が確認できるもの

※製品カタログやメーカーホームページなど

□製造メーカーの保証書の写し（販売店の延長保証書は不可）

※氏名、住所等を記入してください

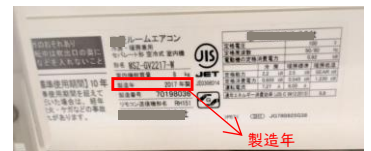
□家電リサイクル券の写し

※旧エアコンの回収業者から
忘れずにお受け取りください



□旧エアコンの製品ラベルの写真

※製造年がわかるようにラベル全体を撮影してください
室内機の下面または側面にあります



古いエアコン

□設置前の写真

※旧エアコンの全体がわかるように撮影してください



新しいエアコン

□設置後の写真

※購入したエアコンの全体がわかるように撮影してください



□振込先口座が分かる通帳など（申請者名義のもの）

受付期間

令和8年5月24日（日）～令和9年3月31日（水） ※原則平日開庁日のみ

※予算がなくなり次第終了

※5/24（日）のみ9時～13時も受付します

※受付日順です。同一受付日に予算額を上回る複数の受付があった場合は、
抽選により交付決定します

※受付状況は市ホームページまたは下記までお問い合わせください

問い合わせ・申請書類提出先

合志市役所環境衛生課 合志市役所1階⑥番窓口

電話番号：096-248-1202

受付時間：平日午前8：30～午後5時15分